

陳情第4号	平成23年2月23日受理
付託委員会	文教安全常任委員会
件名	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める件
陳情要旨	
<p>容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。</p> <p>その後、法附則第3条に基づいて、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。</p> <p>このため、ごみ排出量は「高どまり」のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装（塩化ビニール等）がラップや菓のパッケージなどにいまだに使われているのが実態です。</p> <p>根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別・収集・圧縮・保管しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。収集・圧縮・保管にかかる費用を自治体が負担する制度のもとでは、事業者間の競争原理でそれらの費用を軽減するための創意・工夫が促進されず、リサイクルすればするほど過大な負荷を環境と自治体に与えてしまう容器が生き延びて、負荷が少ない容器が逆に淘汰されてしまいます。また、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっているのです。</p> <p>今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入りの飲料水の調達を禁止」する自治体が登場しています。</p> <p>我が国においても、一日も早く持続可能な社会へ転換するため、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出することを陳情いたします。</p>	
記	

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。
2. リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のようなさまざまな制度を法制化する。
 - ① レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。
 - ② リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加える。
3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。